

## 令和3年度 第7回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和3年10月13日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前9時30分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員									
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 5 付議事項 議案第1号 非農地証明申請について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	7番	永原 聡	8番	津村 光明					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和3年度第7回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							
3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、7番の永原委員と8番の津村委員でお願いします。							

4. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和3年9月8日から10月12日までの行事等についてです。まず9月8日ですが、第6回農業委員会定例会を開催しました。17日に、第6回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。22日ですが、市町村農業委員会会長・事務局長会議と第59回鳥取県農業委員会会長協議会定期総会が倉吉市で開催されました。そしてこの1ヶ月間で、非農地証明申請書を2件受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

5. 付議事項

会 長

付議事項です。議案第1号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、非農地証明申請の承認についてです。

申請に係る農地は大字高野の農地4筆で、4筆の合計面積は424㎡です。農振区分は4筆とも農用地区域外、都市計画区分は4筆とも計画区域内です。所有者及び申請者は若桜町大字高野の〇〇〇となっております。非農地の事由としましては、20年以上耕作放棄され、農地として復旧することが困難というものです。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

先月の相続に係る案件です。先週、所有者から話を聞き、現地確認をしました。3筆は国道29号線と八東川の間にある土地で、現在は雑草が生い茂っており、境界杭も打たれておらず、地図だけが頼りです。草を刈れば見えると思うのですが、今後も耕作する見込みはないとのこと。あと1筆は山林ですが、現地確認ができませんでした。大字高野の地図を参考に、所有者本人に聞いてみましたが、場所が全然分からないとのことでした。相続に伴い、非農地証明申請もしたいとの

ことですが、特に問題はないと思います。先月の相続の書類を比べて見ると、抜けている土地があります。来月までにまた申請があると思います。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。  
非農地証明の後に土地を売る等、何かする予定はありますか。

盛田委員

話をしたときに、土地を売られるのですかと聞きましたが、売ろうにもうまくいっていないと言っておられました。

会 長

1年に1回は無理でしょうが、何年かに1回くらいは草刈りをしていたでしょうか。

盛田委員

草刈りもしておらず、そのままです。その少し上の辺りには、雑木が生えています。あれは多分、法面ではないでしょうか。

山本推進委員

法面のほうも、荒れ放題です。

会 長

この辺りは、町民からも目に付く所です。この辺りは、町としても考えるべきところだと思います。今回の案件についてはやむを得ないと思いますが、こういう申請が次々に出てくると大変です。

盛田委員

所有権移転か相続の時などに我々も見るのですけれども、今後は多分申請が増えてくるのではないのでしょうか。その際に、事務局のほうから、荒れていますねと指摘していただきたい、そのほうが早いと思います。

会 長

今回の申請地は、現況写真を見ると草ぼうぼうです。面積が小さいからどうにもならないというのはわかりますが、こういう所は他にもあります。ですので、今回の案件が前例となって、今後似たような所を申請されたときに、あちらの所は非農地証明されたのに、なぜうちの所はしてくれないのかというふうになってしまうと困りますので、そのあたりをよく確認しないとイケないと思

6. その他	伊井野委員	ます。
	会長	ボランティアで草を刈る等、若桜町の景観対策でなければいけないことです。
	職務代理	担当委員としても問題ないということですが、やはりよく見てもらわないと、この案件に便乗して次々に申請が出てきた場合に困るでしょう。事務局のほうで受け付ける際に、確認項目を増やすとか、現場を見る等してもらわないと、自分の所もしてもらおうというふうになることが少々恐ろしいです。
	会長	早いところ、農地台帳から除外するほうがいいです。
	委員	ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。
	会長	(異議等なし)
	会長	それでは、申請どおり決定します。
	会長	その他の事項です。  ●事務局より、農業委員会特別研修会開催の連絡あり。出席者は、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名の計4名で決定。 ●次回定例会は、11月10日(水)9:00~に決定。  以上で、令和3年度第7回の定例会を終了します。